



MAPLES
GROUP

ケイマン諸島がアジア諸国にとって最善のファンド設立地であり続ける理由

2025 年 3 月

本書はあくまでご参考のために英語で公表されたものを日本語に翻訳したものです。本書の正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。

ケイマン諸島がアジア諸国にとって最善のファンド設立地であり続ける理由

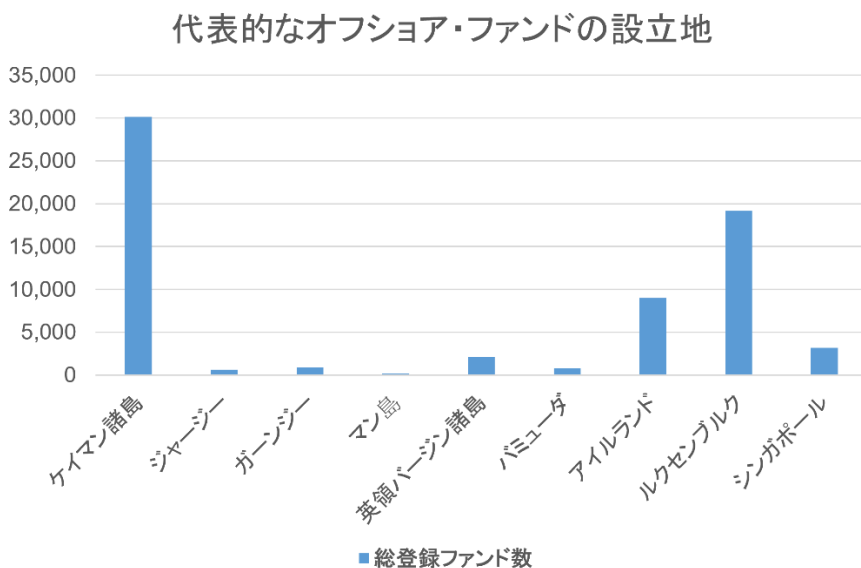
ケイマン諸島は長い間、投資ファンドの設立が最も多い地域として知られてきました。世界中のプロモーター、ファンド運用者および投資家（以下「利用者」といいます。）が利用するケイマン諸島には、3万を超える投資ファンドが登録されており、その運用資産残高は8兆米ドルを上回っています。

ケイマン諸島が投資ファンドの設立地として最も支持され続けている理由は、投資家への知名度、グローバルな認知度と信頼度、税の中立性、設立までの早さ、コストの手頃さ、柔軟性、安定性、そして透明性にあります。

投資家への知名度

ファンドの資金調達において、投資家に対する知名度は極めて重要な要素です。ケイマン諸島は、オフショア投資ファンドの設立件数で世界をリードしています。

代表的なファンドの設立地



出所：ケイマン諸島金融庁 (CIMA)、ジャージー金融サービス委員会 (JFSC)、ガーンジー金融サービス委員会 (GFSC)、マン島金融サービス機構 (IOMFSA)、英領バージン諸島金融サービス委員会 (BVIFSC)、バミューダ金融庁 (BMA)、アイルランド中央銀行 (CBI)、ルクセンブルクファンド協会 (ALFI)、シンガポール金融管理局 (MAS) (2024 年第 4 四半期現在)

グローバルな認知度と信頼度

ケイマン諸島は、世界中の利用者から認知と信頼を得ており、投資ファンドの設立地として支持されています。金融機関、年金基金、財団、大学基金など、世界中の機関投資家が広くケイマン諸島籍ファンドを利用していることから、その信頼の高さがうかがえます。また、ケイマン諸島政府、政府関連機関、国際機関による利用も、設立地としてのケイマン諸島への信頼をさらに高めています。ケイマン諸島のこうした高い知名度と信頼感のおかげで、プロモーターや運用者は、より知名度の低い設立地にありがちな投資家の懸念や質問への対応に追われることなく、投資戦略の販売に集中することができます。

税の中立性

直接税がない

ケイマン諸島では、所得税、相続税、贈与税、源泉税、法人税、キャピタルゲイン税などの直接税は課されません。こうした税の中立性が維持されていることで、利用者は自国の税のみを考慮すればよく、追加的な税を負担する必要はありません。

長期的な確実性

ケイマン諸島の免税会社、有限責任会社（以下「LLC」といいます。）、免除リミテッド・パートナーシップ（以下「ELP」といいます。）およびトラストは、ケイマン諸島政府による免税保証を受けることができます。これは、会社については30年間、LLC、ELP、トラストについては50年間、課税免除を将来にわたり保証するものであり、長期的に高い確実性をファンドの利用者に提供しています。

他の設立地との比較

ケイマン諸島の明快な税の中立性とは異なり、他の設立地の一部は複雑な税の軽減制度を採用しており、その基準や条件は難解なものとなっています。また通常、その適用には適格投資ファンドであること、認可された資産クラスであること、さらには特定の支払い方法に該当することが求められます。

こうした他の設立地では課税が原則であり、免税を受けるにはファンド関係者の側が適格性を証明する必要があります。そのため、不確実性が伴うほか、法務、監査、税にかかるコストも高まります。

対照的に、ケイマン諸島には現地での追加的な課税はなく、明快で予測可能な環境が整っています。こうした明快さや確実性は利用者に高く評価されており、利用者がコンプライアンスや助言のコストを負担し続けることなく、運用に集中することを可能にしています。

早さ、手頃さ、合理性、柔軟性

設立までの早さ

投資ファンドの設立と維持に関するケイマン諸島のプロセスは、明快でコスト効率に優れています。エンティティの即日設立も可能であり、至急扱いで手続きをすれば、通常は同日中に登録書類がケイマン諸島の登録機関から発行されます。こうした迅速なプロセスのおかげで、プロモーターや運用者はファンドを素早く市場に導入し、その競争力を高めることができます。

設立の容易さと販売までの早さ

ケイマン諸島の投資ファンドでは、設立の容易さと販売までの早さも、プロモーターや運用者に大きな影響を与えています。他の設立地とは異なり、ケイマン諸島金融庁(CIMA)は通常、事前の承認を必要としないことから、ファンドの設立プロセスは合理的なものとなっています。対照的に、他のファンド設立地では、ファンドを設立する前に運用者が資格要件を満たす必要がある場合もあり、プロセスはより時間のかかる、複雑なものとなっています。

合理的な規制

ケイマン諸島は、世界基準に沿った適切な規制を導入し、不必要な形式主義を排除しています。こうした合理的なアプローチがケイマン諸島の魅力を維持しており、ケイマン諸島のエンティティとビジネスを行う投資家、銀行、資金の貸し手、その他のカウンターパーティーの安心感につながっています。

比類のない柔軟性

ケイマン諸島は、利用者がファンドのストラクチャーを設計する上で、極めて高い柔軟性を提供しています。投資家数、投資の種類、投資目的、投資方針に関する制限はありません。会社やELPを含むケイマン諸島のエンティティは、あらゆる合法的なビジネスまたは活動を目的に設立することができ、より基準の厳しい他の設立地にはあまりない汎用性を有しています。プロモーターや運用者は、ケイマン諸島に事務所登録があること、規制ファンドの場合はケイマン諸島の現地監査法人を採用することという条件さえ満たせば、サービス・プロバイダーを自由に選ぶこともできます。

対照的に、他の設立地では、より厳格な法務や規制の枠組みの採用が多くみられます。ファンドの登録前に運用者のライセンスが必要となる場合や、最低投資家数に関する要件が求められる場合もあります。また、他の設立地では、総務部長、監査人、最低1名の現地在住取締役などが必要とされる場合も多くみられます。

現地でファンドの設立にオフショア・カウンセルは必要ないため、それがコストの削減になると主張する設立地もありますが、これは誤解を招く可能性があります。規定がより厳格化されたファンドのストラクチャー、法規制遵守のための負担の増加、不透明な税制などの要因により、コストは上昇する可能性があります。

ケイマン諸島のコスト効率、長期的にはより高いことが多く示されています。

安定性と透明性

確実性と法的安定性

ケイマン諸島の法的枠組みは、イギリス慣習法に基づく強力なものであり、確実性と安定性を利用者に提供しています。ケイマン諸島には定評と独立性を有する司法制度があり、最終的な上告裁判所は英国枢密院となっています。そのため、ケイマン諸島の法制度には信頼性と予測可能性があり、それが投資家の安心につながっています。

信頼性が高く洗練された設立地

安定性と洗練された金融環境で知られるケイマン諸島は、為替管理を行っておらず、ムーディーズからはAa3の信用格付を取得しています。ケイマン諸島はまた、民主的に選出された議会、独自に制定された法律、独立した法律・司法制度を有しています。そして、こうした要素が、有限責任や独立した法人格など、広く認識された概念を伴う、信頼性の高い法的枠組みにつながっています。

試行を重ねた法律

ケイマン諸島の法律の多くは、イギリス慣例法に基づいており、馴染み深く信頼性の高い法的基盤の上に立っています。

ケイマン諸島の法律は、世界レベルの業界リーダーからのインプットをもとに進化を続け、投資ファンド業界のニーズに沿ったものとなっています。また、ファンド管理の要件は、過去何年もかけて定められてきたものであり、確実性と安心感を備えています。

ケイマン諸島は引き続き、業界ニーズと世界基準を反映した、新たな法律や規制の導入にコミットしています。例えば、2014年には免除リミテッド・パートナーシップ法が、2013年には会社法が、それぞれ業界からのフィードバックに基づき見直されました。また、2016年にはLLCの設立も認められ、柔軟性がさらに高まりました。

透明性

透明性もまたケイマン諸島の大きな特徴です。ケイマン諸島は、世界各国の政府や国際機関と協働を

続けることで、規制の整った、協力的で透明性の高い設立地としての信頼を獲得してきました。

ケイマン諸島は、OECD諸国と同等の包括的で厳格な反マネーロンダリング(AML)法および本人確認(KYC)ルールを、早くから導入してきました。マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)はケイマン諸島を「基準を十分遵守している」と評価しており、OECDもケイマン諸島を「ホワイトリスト」に掲載しています。

ケイマン諸島はまた、米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)やOECDの共通報告基準(CRS)にも早くから準拠しています。それに伴い、ケイマン諸島は、世界100カ国以上に金融口座情報の自動提供を行うとともに、国際的な税務コンプライアンスの推進に向けたグローバルな取り組みにおいても、主要プレーヤーとしての地位を確立しています。

さらなる詳細については、通常ご連絡をいただいている Maples Group 担当者または本書記載の担当者までお問い合わせください。

連絡先

リーガル・サービス ファンドおよび投資管理

香港

Ann Ng
ann.ng@maples.com

Terence Ho
terence.ho@maples.com

Sharon Yap
sharon.yap@maples.com

Andrew Wood
andrew.wood@maples.com

Josie Ainley
josie.ainley@maples.com

Dan Won
dan.won@maples.com

Aidan O'Regan
aidan.o'regan@maples.com

シンガポール

Nick Harrold
nick.harrold@maples.com

Iain Anderson
iain.anderson@maples.com

Costa Valtas
costa.valtas@maples.com

ファンドサービス

香港

Eastern Fong
eastern.fong@maples.com

フィデューシャリーサービス

香港

Charlie Sparrow
charlie.sparrow@maples.com

2025 年 3 月
© MAPLES GROUP

本書は、Maples Group のお客様や専門家の方々に一般的な情報のみを提供することを目的としています。本書の内容は、網羅的なものではなく、また法的な助言を行うものでもありません。